

社会福祉法人鳥取県共同募金会
南部町共同募金委員会 助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同募金の財源をもとに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に活動するボランティア団体や福祉団体等を応援するため、南部町共同募金委員会（以下「本会」とする。）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象とする団体は、南部町内に活動の拠点を置き、地域活動や福祉活動を目的に活動する非営利な民間団体で、次の事項に合致する団体とする。

- (1) 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること
- (2) その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと
- (3) 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること
- (4) 活動計画、予算、決算等が整備されていること
- (5) 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること
- (6) 上記の条件を満たしていなくても会長が認める場合

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、社会福祉法に基づいて行なう事業、更生保護事業法に基づいて行う事業並びにその他の社会福祉を目的とする事業（保健・医療・教育・まちづくり・環境などで社会福祉に関する活動を含む）で本会が必要または、効果が高いと認める事業とする。

- (1) 助成を受ける事業は、申請をした翌年度4月1日～翌3月31日までの間に実施完了する事業を対象とする。
- (2) 歳末たすけあい事業に限っては、申請当年度11月1日～翌3月31日までの間に実施完了事業を対象とする。
- (3) 2次募集等の場合は、募集時の指示に従いその間に事業を実施完了できる事業とする。
- (4) その他上記に記載のない事項は、別に定める助成基準によるものとする。

(助成対象の欠格要件)

第4条 次の事業は配分の対象としない。

- (1) 構成員の互助共済とみなされるもの
- (2) 営利のために行っているとみなされるもの
- (3) 当該活動が営利活動者、政治、宗教等の運営のための手段として行われているもの
- (4) 国または地方公共団体が設置または経営し、その責任に属するものとみなされるもの
- (5) 借入金の返済及び負債整理の補償となるもの
- (6) 助成金以外の収入が期待できこれによって当該活動が実施できるもの
- (7) 助成による効果が期待できないもの
- (8) 介護保険事業として行われるもの
- (9) その他適当と認められないもの

(助成の種類と金額)

第5条 この事業の対象となる助成の種類と金額は次の通りとする。

1 社会福祉協議会事業助成

地域福祉活動計画等に基づいて、南部町社会福祉協議会が実施する地域福祉活動事業に対して助成を行う。

2 一般公募助成事業

南部町社会福祉協議会以外の団体が実施する地域福祉活動事業に対して、次の通り助成を行う。

(1) 地域福祉活動事業助成

福祉関係団体・ボランティア団体が実施する地域福祉活動事業に対する助成

ア) 1事業 30万円を上限とする。

(2) 民間社会福祉施設を対象とする助成

社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業等を行う団体のうち、施設機能の充実強化や利用者の処遇の向上を図るために行う事業に対して助成

ア) 1法人1事業として15万円を上限とする。

イ) 必要と認める事業費(助成対象経費)の3/4以内で助成を行う。

(3) 地域活動事業助成

集落、地域振興協議会、その他の地域活動団体が福祉を目的に実施する、地域住民のふれあいや交流を中心とした地域活動事業への助成

ア) 1事業 20万円を上限とする。

イ) 人づくりや地区民の交流を通じて、人と人との継続的につながる内容のソフト事業とする。

ウ) 地域振興協議会が行う事業については、必要と認める経費(助成対象経費)の1/2以内で助成を行う。

(4) 歳末たすけあい事業

新たな年を迎える時期に支援を必要とする児童・障がい者・高齢者等を対象に行われる事業や、地域でふれあい交流やサービスの向上のために重点的に行われる事業に対しての助成

ア) 1事業につき10万円を上限とする。

(対象経費)

第6条 この助成において対象となる経費については、事業を実施するにあたり直接必要なものだけを対象とする。対象経費については別に定める助成基準の通りとするが、次に挙げるような経費については対象外とする。

(1) 事業に関する人件費

(2) グループ、団体の会員が講師となる場合の謝金

(3) スタッフの打合せ会、反省会等のお弁当お茶等の飲食代

(4) イベント等の景品や参加賞としての金券や商品券代

(5) 事業に直接関係のない管理経費・事務経費

(6) 領収書のとれないもの

(7) 修繕費

(助成申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、定められた期間内に、交付申請書(別紙様式第1号)、事業計画書(別紙

様式第 2 号)、収支予算書 (別紙様式第 3 号)、団体調書 (別紙様式第 4 号) 及び団体の行っている事業・収支予算の状況が分かる書類を提出しなければならない。

また備品購入については、業者見積書 (写し)、カタログ等を合わせて提出することとする。

(審査)

第 8 条 応募のあった事業については、審査委員会において次の基準により審査を行う。なお、審査は書類選考を行い、必要に応じてヒアリングを実施し、助成対象事業及び助成額を決定する。その後、本会運営委員会で承認後に最終決定する。

(1) 地域貢献性

住みよい地域づくりの実現につながる事業であること。

(2) 必要性

地域社会のニーズや課題を的確にとらえ、それを解決することを目指し実施される事業であること。

(3) 実現性

企画の意図や内容を実現するために、人的物的資源や実施計画が整っている事業であること。

(4) 発展性

一過性のものでなく助成事業終了後も継続性や発展性が見込め、事業を通じて育成された人材の活躍が期待できる事業であること。

(5) 連携性

地域住民や団体等と連携を深め協働で取り組む事業であること。

(助成額の決定)

第 9 条 申請団体への助成額の決定は、運営委員会で助成額の承認後、本会より助成交付決定通知書 (別紙様式第 5 号) にて通知する。

(交付請求)

第 10 条 助成を受ける団体は、前条の通知を受け助成金の交付を受けようとする時は、助成金請求書 (別紙様式第 6 号) を本会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 11 条 本会は、前条による助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認の上助成金を送金する。

(助成事業の変更)

第 12 条 助成決定後、本会が指定した事業についてやむを得ない理由により、事業の内容または経費 (総事業費の 20%以上) を変更する必要がある場合、もしくは事業の変更により助成額の変更が生じた場合は、事業着手前に、変更申請書 (別紙様式第 7 号) を提出して本会の許可を得なければならない。

(助成の明示)

第 13 条 助成を受けることが決定した団体は、団体の作成する事業計画・予算にその事業が共同募金からの助成金であることを明示するとともに、事業の実施に当たっては以下の事項に注意して十分に広報することとする。

- (1) 関係者を始め、参加者にも助成事業であることを広く伝えること。
- (2) 会報、広報紙、募集チラシには必ず共同募金助成事業と明記し、使途も寄付者にできるだけ分かりやすく明示すること。
- (3) 助成金を受けて備品や資材を購入した場合は、良く見える場所に共同募金助成事業と明記すること。
- (4) 助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間とする。
- (5) 助成を受けた団体は、募金活動にも積極的に協力をしなければならない。

(事業報告)

第 14 条 助成を受けた団体は、事業を完了後 1 ヶ月以内に（3 月実施の場合は 3 月 31 日までに）事業報告書（別紙様式第 8 号）、関係資料及び領収書（写し）を添えて事業の報告をしなければならない。

(監査)

第 15 条 助成を受けた団体は本会から請求があった場合、必要な記録及び諸帳簿を提示し、使途の調査を拒むことはできない。

(助成金の返還)

第 16 条 本要綱に違反した時、及び次に掲げる事項に該当する時は、助成金交付決定を取り消し、助成金の全部または一部を返還させることができる。その場合、団体は助成金返還報告書（別紙様式第 9 号）により本会まで速やかに報告しなければならない。

- (1) 助成金を申請事業に使用しなかった場合
- (2) 申請事業の遂行が困難になった場合
- (3) 申請事業を中止した場合
- (4) 助成金に余剰金が生じた場合
- (5) 本会の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合
- (6) その他本会が不適当と認めた場合

付則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

社会福祉法人鳥取県共同募金会
南部町共同募金委員会 助成基準

1. 審査基準

(1) 助成対象事業

項目	事業分類	摘要
A	高齢者、障がい児（者）、乳幼児、児童、青少年等の生活環境を整備する事業	
B	高齢者、障がい児（者）、乳幼児、児童、青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復を図る事業	
C	高齢者の生きがい増進事業	
D	障がい児（者）の社会参加促進事業	
E	乳幼児、児童、青少年の健全育成につながる事業及び社会活動を推進する事業	
F	ボランティア活動の促進事業	
G	住民に直接サービスや物品を提供する事業	
H	小地域福祉活動を推進する事業	・ 地区民が地域に関心を持ち、日常生活における課題や福祉問題に気づき、それを共有化できる活動とする。 ・ 課題に対しての学習活動や啓発活動を通じて住民が連携し、支え合いや福祉活動に取り組む事業とする。
I	民間社会福祉施設が実施する事業	・ 施設機能の充実強化や利用者の処遇を向上を図るために行うソフト事業だけでなく、施設・設備・備品等の整備を行う事業も対象とする。
J	福祉等の活動を目的とする団体の育成、支援事業	
K	交流やふれあいを通じて住みやすい地域づくりにつながる事業	・ 地域づくりは産業・文化・スポーツ・教育・環境・医療などあらゆる分野から取り組むことができるが、あくまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための住みやすい福祉のまちづくり・地域づくりにつながる事業とする。

(2) 対象経費

項目	助成対象経費具体例	留意点・基準等
消耗品費	○ 助成事業に直接要する消耗品の購入に必要な経費。 ○ 消耗品とは、単価が 10,000 円に満たないもの。 ○ 飲食に係る経費は対象外とするが、「調理体験や食の支援等」それを実施することで事業の主目的が達成され、かつ助成基準に該当する場合はその限りではない。 但し、その場合も原材料費のみを対象とする。	・ 事業に必要な予算として過剰、または団体の運営経費としてみなされるものは対象外とする。 ・ 単価が 10,000 円以上の物品は備品購入費として計上することとする。 ・ 参加者への景品やプレゼントは対象外とする。
印刷費	○ チラシ、ポスター、報告書等の印刷に要する経費 ○ 助成事業の実施に要したコピー代	・ 領収書が取れないコピー代は対象外とする。
通信運搬費	○ 郵送料（ハガキ、切手代） ○ 送料	・ 事業に直接関わらないものは対象外とする。 ・ 電話料金は対象外とする。
使用料及び賃借料	○ 事業で使用する施設使用料等 ○ 物品、器具の借上げ料	・ 参加者入場料、観覧料、宿泊施設利用料は対象外とする。 ・ 定例会で使用する施設使用料は除く。
損害保険料	○ 助成事業のためだけに加入する賠償責任保険料や損害保険料	・ 保険の契約期間は助成事業実施期間内とすること
旅費	○ 講師、指導者、補助者に係る交通費、宿泊費など ○ その他事業実施に必要な旅費	・ 食費は対象外とする。 ・ 主催者、参加者の宿泊費は対象外とする。 ・ 旅費は公共交通機関の料金に基づき算出する。
燃料費	○ 助成事業に必要なガソリン代等	・ 草刈り機、運搬車両、送迎車両の燃料代等
報償費	○ 講師、指導者に対する謝金	・ 主催関係者への謝金は対象外とする。 ・ 地域内に適任者がいれば優先的に活用すること。
備品購入費	○ 事業に直接必要な備品の購入	・ 備品の購入のみが目的で、それによる事業に対しての効果が期待できないものは対象外とする。 ・ 単価が 1 万円以上のものを備品とみなす。 ・ 申請時に添付書類として見積書またはカタログが必要。
雑費	○ 上記に該当しない経費	

(3) 基準額

助成に関わる各経費の基準額は別紙の通りとする。但し、別紙に定めのない事項については物価等を考慮して判断するものとする。

付則

この助成基準は平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

この助成基準は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この助成基準は平成 27 年 12 月 4 日から施行する。

【2025 年 7 月現在】

【消耗品単価】

コピー用紙	500 円（500 枚）	ユニフォーム	1,650 円～2,500 円
ペットボトル飲料	120 円（1 本）		
藁	350 円（1 kg）	草刈り機用チップソー	1,200 円（1 枚）
もち米	800 円（1 kg）	花の苗	140 円（1 ポット）

【使用料及び賃借料】

ガスコンロ	1,500 円（1 台）
ガスボンベ	8,000 円（5 kg）

【燃料費】

車両の燃料代	10 km/ℓとして、申請時の市場単価で移動距離により算出する。
その他燃料代	申請時の市場単価で算出する。

※基準額に関してはあくまでも審査の目安であり、同金額による助成を保証するものではない。
※単価基準は申請時の市場単価により変更するものとする。